

全般

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
全般	総論	1 日本古来の種の保存が危惧されること。 一部の人々の利益や楽しみのために生態系を壊すべきではないことから、特定外来生物被害防止基本方針(案)の内容に賛成する。	施策の参考にいたします。	6
		2 予防原則の文言が謳われていないことや、島嶼への特別配慮が見られないなど不満な点もあるが、新法の枠組みの中で最大限可能な範囲で、生態系の保全のためできることをしてほしい。新法の効果を弱めようという消極的な意見もあるであろうが、後退することのないようお願いしたい。	〃	1
		3 国土の保全等、社会的に積極的な役割を果たしている外来生物について、社会的・経済的影響を考慮することは理解するが、特定外来生物の選定にあたっては、あくまでも、生物多様性の確保が大原則である。	第2の3「選定の際の考慮事項」でも生態系等に係る被害の防止を第一義にすることとしています。	2
		4 正規に入っていない動物及び害虫は早急に対処が必要。	ご意見は、本法の運用に当たり参考にいたします。	6
		5 ペットに関し、野生化して人間に危害の有る動物は即時に駆除含む対応は必要。	〃	4
		6 外来生物の生息域以外での固有種の減少・絶滅の要因を環境の悪化等、他の要因を検討せず既に外来生物がその原因であると特定した極めて短絡的な案件であり、本基本方針(案)に反対する。	平成14年に政府がまとめた新・生物多様性国家戦略では、開発、管理不足、外来生物の3つが生物多様性の危機としてまとめられ、それぞれ対応が必要とされました。本法及び基本方針はそのような経緯を受けて外来生物対策として作られています。その他の対策等も必要ですが、外来生物対策も重要な課題です。	72

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	7	承諾できかねる。あなた方がしていることの無意味さ、無作為さを理解してほしい。この方針について政府にも断固抗議する。マスコミを通じて、問題を指摘したい。	特定外来生物による被害を防止するために、特定外来生物の飼養等の取扱いを規制するとともに、防除等の措置を講ずることが必要なことから、本法は、6月2日に公布されております。	9
	8	今回の基本方針は、自然に無理な介入をすることを正当化しようとする言い訳ではないのか。	”	1
	9	外来種が在来種の減少に関係している証拠をきちんと説明されたい。	外来生物対策に関しては、平成15年1月から12月まで中央環境審議会で議論がなされ、措置の在り方について答申が出されました。本法はその答申に基づいてつくられています。	6
	10	この基本方針は、日本固有生物被害の原因は外来生物にあるという考えの元に成り立っているが、開発による固有生物の生息地の減少や悪化、治水工事による産卵場所の減少、地球温暖化などを無視して、外来生物をなくせば固有生物が守られるというのは違うのではないか。	平成14年に政府がまとめた新・生物多様性国家戦略では、開発、管理不足、外来生物の3つが生物多様性の危機としてまとめられ、それぞれ対応が必要とされました。本法及び基本方針はそのような経緯を受けて外来生物対策として作られています。その他の対策等も必要ですが、外来生物対策も重要な課題です。	10
	11	例えば【この地区ではこの生物が異常発生しているのでこれだけ駆除しましょう。そうすれば自然のバランスが保たれるはずです】とか、もう少し柔軟な考え方をしてほしい。	本法は特定外来生物による被害の防止を目的としており、被害があれば防除等の対応をすることとしています。ご意見は、具体的な防除の推進に当たり、参考とさせていただきます。	2
	12	外来生物法における付帯決議に明記されている輸入生物実態把握、密輸対策、人員・予算確保、国内移動種対策、さらに非意図的導入に対する対策などが、この基本方針に具体的施策として十分に書き込まれていない。	具体的施策の内容については、今後、本法の運用を進めるに当たり、検討していくこととしています。	2

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	13	外来種対策は生態系の反応や影響を考慮しながら実施する必要があり、生態系管理として順応的に対策を進める必要があるが、このような発想の記述は認められない。	ご意見を踏まえ、第1の3に防除を計画的かつ順応的に実施する旨修文します。	1
	14	自然とふれあう機会の一つが釣りであり、生計をたてる人、自然と遊ぶ人、いろいろな関わり方があるので、税金の無駄遣いにならないようにしてほしい。	ご意見は、本法の運用に当たり参考にいたします。	10
	15	外来生物の多少問題も有るが利点の恩恵を受けている人、企業、団体は沢山いるはず、その人たちとどうやってバランスを取るかが重要なのに、その考え方が具体的に示されていない。	特定外来生物による被害の防止を第一義に、社会的、経済的影響も考慮することとしています。	3
	16	外来生物法で防げなかった外来生物が現れた場合、法律の内容をもっと厳しく改訂する項目も盛り込むべきである。	本法の附則第4条において、法施行後5年を経過した場合において、施行状況について検討し、必要があると認める時はその結果に基づいて所要の措置を講ずる旨規定されています。	1
	17	動物と植物の違いが解りにくい。ほとんど動物に関する記述なのだから、植物に関する箇所には植物、を記載してはいかがか。	本基本方針は、特定外来生物に係るものとして、基本的に動物も植物も含めて記述しています。	1
	18	基本方針に特定外来生物の名前を記載してほしい。	特定外来生物については、本基本方針における特定外来生物の選定の考え方を踏まえて個別に検討し、政令で指定することとしています。	4
	19	この基本方針を確実に運用するためには罰則が必要。この基本方針で罰則が制定できないのであれば、法制化すべきだと考える。	本法の違反については、罰則が設けられています。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	20	世界的観点から日本が孤立しないような政策、規則を立ち上げてもらいたい。	本法は生物多様性条約の考え方を踏まえて作られています。また、輸入に関する条約であるWTOの手続きについても適切に行うこととしており、国際的に特段支障はないものと考えています。	1
	21	新国家戦略で省庁間を越えた合意がされているにもかかわらず、各省庁で分断された議論になっているように思える。	生物多様性の保全に関しては、関係省庁連絡会議の場を通じて緊密な連携を図ることとしており、外来生物対策についても、法律の制定、本基本方針の策定、法の運用において関係省庁との連携に努めています。	1
	22	「努めること」は一般的に「しなくてもいい」と誤解されるおそれがあるので、「～を図ること」といった表現に変えた方がいい。	「努める」という表現は、今後の状況等を勘案しつつ、その実施が図られるよう、継続的に取り組んでいくことを意味しており、現行の表現が適当であると考えます。	1
	23	人の生命・身体に被害を与える外来生物は本案を適用して特定し、防除を推進されるべきだが、社会的、経済的、生活的、文化的に貢献している外来生物や、完璧な防除が不可能な外来生物には、特例事項を設ける等の特別な処置が必要。	特定外来生物による被害の防止を第一義に、社会的、経済的影響も考慮することとしています。	2
	24	固有種の保存を考えるためには、場所(水系)を特定し外来種との交わりを、徹底的に監視出き、環境の与える影響を調査する体制が必要と思われる。水系を利用する・恩恵を受ける人達全員が、少しずつでも負担し合っていくことも必要。	今後の施策の参考とします。	1
	25	国会の附帯決議の内容が基本方針(案)にあまり盛り込まれていないのは大きな問題である。法律実施に係る人員・予算の確保等の体制整備や国内由来の外来生物への対応、非意図的導入の水際対策や緑化等対策における外来生物使用の回避などについても、より具体的な方針設定が望まれる。	具体的施策の内容については、今後、本法の運用を進めるに当たり、検討していくこととしています。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	26	外来生物による生態系への被害防止対策の基本方針で第一義的に重要なのが、指針原則1の予防原則であり、外来種のさまざまな影響に関する科学的な確実性が欠如していることを対策をとらない理由としてはならないことを指針の中に入れるべきである。本法律の本質である外来生物による在来生物への悪影響の防止を最重視し、一時的な社会経済的效果に揺らぐことなく、真に我が国の生物多様性保全につながる基本方針を作り上げていただきたい。	生物多様性条約において、予防的な観点に立って、外来生物対策を進めることが重要とされている旨の記述を追加します。	1
	27	環境省が何をしようとしているのか、一般の国民が分かるような表現を使うべき。「被害の防除」「完全排除」「封じ込め」などの表現は、一般市民には非常に分かりにくい。「殺処分」など、誰が読んでも中身が分かる言葉に変えるべき。	防除の目標や方法を表す適切な用語を使用しています。	1
	28	倫理面からも教育上も、原則として殺さない方法で解決することという文言を入れるべき。被害に対しては、在来種の場合と同様に対処すること。在来種と外来種の命の尊さに、差などない。	第4の防除に関する部分において、捕獲個体をやむを得ず殺処分しなければならない場合には、できる限り苦痛を与えない適切な方法で行う旨、記述しています。	2
	29	法律に違反した業者などから得た罰金は、外来動物の福祉に使うべき。	本法の違反により科される罰金は、国庫に入れられ、一般会計に繰り入れられますので、特定の目的にのみ使用することにはなっていません。	1
	30	自然の恩恵あつての文化や観光等も日本には多い。文化は広く国民に理解され認知されたものであり、なによりも後世に伝えるべき財産だと思い、理解ある方針(案)の運用を願う。	ご意見は、本法の運用に当たり参考にいたします。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	31	基本方針(案)においては、生物多様性と一次産業の保護がごちゃ混ぜの状態であつたため、一方で国民のレクリエーションを楽しむ権利やレジャー産業は全く無視されるというおおよそ民主国家とは思えない歪んだ内容となっている。	外来生物による被害には、生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害があります。	1
	32	この法律の前文に自然環境回復と維持保全について言及し、同時に連係する科学的知見に秀でた学識経験者、行政、各種団体、地域住民の意見交換の場に於ける協議の中に、当該地域周辺の“自然環境の回復義務”項目を盛り込む。	平成14年に政府がまとめた新・生物多様性国家戦略では、開発、管理不足、外来生物の3つが生物多様性の危機としてまとめられ、それぞれ対応が必要とされました。本法及び基本方針はそのような経緯を受けて外来生物対策として作られています。その他の対策等も必要ですが、本法では外来生物による被害防止を行うこととしています。	1
	33	“外来生物の有効活用と維持管理”に関する項目は別に定め、これを損なわずに運用する”とし、その項目には次の点を取り上げることが望ましい。「外来種の生物ともに有効活用し生業としてきた地域や人達の主権を保護」「外来種の研究と移植、養殖、維持活用の推進」「環境負荷に強く栄養が確保出来る生物の国内確保とその有効利用、維持管理の推進」。	本法は特定外来生物による被害の防止を目的としています。一義的には、外来生物が被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるのであれば防除等の対応が必要です。	1
	34	この方針によって、どれだけの経済的な圧迫が存在するか調べられているのだろうか。	”	1
	35	被害とはいったい何を言っているのか。自然への被害のことか、それとも日本古来からの固有の野生生物のことなのか。人間にとっての生産についての被害を言っているように思えてならない。外来生物を人間が特定し、その種の健全な進化を妨げようとする事自体に疑問を感じている。	本法では、特定外来生物により及ぼされる生態系に係る被害、人の生命・身体に係る被害、農林水産業に係る被害防止することを目的としています。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
		36 ある特定の分野の関係者にとって、積極的に役割を果たしたとしても、それが他の分野の人から見て害があったり、あるいは生態系に影響を及ぼしているのであれば、それは本当に積極的に役割を果たしてきたと言えるのであろうか。経済的效果だけで判断するというのであれば、それは間違いであると考えます。	本法では、特定外来生物による被害の防止を第一義に、社会的、経済的影響も考慮することとしています。	1
		37 この法律が審議された時の資料を調べると、あくまでもイメージで捉えている向きが非常に強いと感じる。真に重要なのは日本の生態系をどうするのかということであって、輸入、飼育などの禁止はそのための方法に過ぎない。本来の法の精神を十分に汲んだ基本方針、具体的適用、国民への啓蒙を望むものである。	本法は、新・生物多様性国家戦略に示された問題意識や施策の方針を受けるとともに、昨年12月に出された中央環境審議会の答申を踏まえて作られており、運用に際しても法の精神を十分に踏まえて行うこととしています。	1
		38 選定にあたり地域ごとにランク分けをするなどして、できるだけ、基本方針以外の部分は地域住人の現場の(外来生物の利用者など)判断が優先されるような方針の配慮、選定枠と、科学的調査、社会学的調査を要請する。	本法では、外来生物が被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるのであれば特定外来生物に指定し、全国一律の飼養等の規制を行うとともに、防除に関しては、地域の状況等に応じて科学的知見に基づいた適切な目標を定めつつ計画的に実施することとしています。	1
		39 善意で拡散してしまう場合があるかもしれないが、どのような対応が考えられるか。	第3の5に記述したとおり、特定外来生物を取り扱っている者が、その管理を放棄し、野外に放つ行為等は例外なく禁止です。	1
		40 一次産業を加護した上で他の産業で有効活用されている外来生物を一方的に規制し、駆除を行うというのは一国民としてとうてい理解できるものではない。	本法では、特定外来生物による被害の防止を第一義に、社会的、経済的影響も考慮することとしています。	1
	方針策定作業	1 基本方針(案)の選定メンバーの選出基準はどうなっているのか。	中央環境審議会野生生物部会において、部会のメンバーにさらに外来生物に関わる専門の学識経験者や社会経済に係る学識経験者を加えて小委員会を設けて審議しています。	18

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	2	様々な立場の人達の間で、様々な意見があるのに互いのコミュニケーションが皆無と言って良いほど持たれていない。公・私お互いの妥協点を上手く導く為の話合いを数多く持つべき。	ご意見は、本法の運用に当たり参考にいたします。	3
	3	環境省は意図的に都合の良い情報・資料だけを出すのではなく、真実を国民に伝え、情報を全て公開し、公平・中立に舵取りすべきではないのか。	〃	7
	4	このようなパブコメはホームページ上だけでなく、公共の電波、紙上等々でも語りかけるべきで、もっと時間をかけて多方面から意見を求め、検討するべき。	本基本方針に係るパブリックコメントは、「規制の設定又は改廃に関する意見提出手続(平成11年3月閣議決定)」に基づき、適切に実施しています。	118
	5	今回のような重要な問題に係る説明会を、東京・大阪のそれぞれわずか一回のみの開催でいいのか。	パブリックコメント募集期間中の説明会については、人的、時間的な制約の中で、東西の中心都市で開催いたしました。	12
	6	今回のパブリックコメントは読みもせずお蔵入りになるのではないのか。結果等を発表してほしい。	意見内容を集計し、意見に対する考え方を付して公表いたします。	6
	7	意見募集の案は、PDF形式で表示するのではなく、今後はコピーができる形式にしてみたい。	ご意見は、本法の運用に当たり参考にいたします。	4
	8	最終的に方針をとりまとめるにあたっては、目的を明確化するとともに、仮に特定外来生物の指定を行なう場合であってもむやみに広範囲にならないようにするなど、適用範囲についての運用措置について具体的に明記するよう求める。また、外来生物のプラス面についても具体的に併記するなどして、外来生物一般に対してマイナス面だけの一面的なイメージが生まれてしまわないよう、国民に対して正しい認知を図るよう求める。	外来生物の積極的役割がある面については、第1の1「背景」において記述しています。特定外来生物の適用範囲は、被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとしています。	2

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
		9 この方針案を知っている方が全国にどれだけおり、賛成してくれる方と否定する方の意見を集め、決定されるのか。	本基本方針の決定は、法律に基づき政府が閣議決定します。この決定に際して、「規制の設定又は改廃に関する意見提出手続(平成11年3月閣議決定)」に基づいてパブリックコメントを実施したものです。	1
	指定	1 科学的データに基づき、第三者機関で公平な調査を行わなければならない。	本法では、特定外来生物の指定に当たり、生物の性質に関する専門の学識経験者から意見を聴取することとされており、既存の文献等も調べた上で検討することとしています。	26
		2 2000種に及ぶ 外来生物の中から特定外来生物をたった数ヶ月で選別する事は物理的に不可能。まずは十分な調査と協議が必要。	既存の調査研究の成果等、知見を十分に活用し選定作業を進めてまいります。	36
		3 ある生物を国家が害悪であると「指定」するのであれば、当然、科学的データと正しい知見に基づいたものでなければならないはずであり、それに付随しての説明責任も負うと思う。	ご意見も踏まえ、第2の3に選定の結果について、可能な限りその判断の理由を明らかにするよう努める旨の記述をします。	13
		4 レッドデータブックにあげている絶滅危惧種の淡水魚がいるが、その中でも外来生物の影響とするものは極一部であり、外来生物の存在が最大の要因としているものはひとつもない。レッドデータブックでは外来生物の影響は少ないとしながらも、この基本方針(案)では生態系に影響があるから防除というのは、矛盾している。	希少種の生息に影響を与える要因は様々であり、外来生物によるものもその一つです。本法は外来生物による被害を防止することを目的として、外来生物による被害があれば対応することとしています。	1
		5 在来種の減少は外来種だけのせいでは起こっているのではない。納得いく資料など(例えばバスならば被害の『正確』な実態)を出して頂き、本当に害魚だと言う事になれば、法案に反対はしない。	個々の特定外来生物を選定する際には、被害に関する知見を活用して判断していくこととなります。	3

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	6	外来生物被害とされるものの中に、環境の変化にともなう生存域、生存数の拡大や、風評による思い込みなどがあるが、それについて、これを機会に再評価し、真実の姿を浮かび上がらせるような調査が必要。	生態系へ影響を与える要因は様々であり、外来生物によるものもその一つです。本法は外来生物による被害を防止することを目的として、外来生物による被害があれば対応することとしています。	3
	7	特定外来生物の選定基準が不明確で、かつ具体的な生物名の記載がない。このため、具体的にコメントのしようがない。	個々の特定外来生物を選定する際には、被害に関する知見を活用して選定作業を進めてまいります。	5
	8	特定外来生物に認定する基準をだれが決めるのか。	この基本方針で選定のための考え方を示しており、個々の特定外来生物を選定する際には、この考え方に沿って個別に判断していくこととしています。	2
	9	どんな基準で特定生物を選出するのか、同じ調べるなら足で調べる、地元の意見(地元民)、もっと沢山の意見、新聞、雑誌、テレビでのパブリックコメントの募集案内が必要。	選定の手順に従って行うこととなります。パブリックコメントの募集も行われます。	3
	10	何をもって外来種とするのか、経済的な「害」がなければよくて、経済的な「害」があると言われているものは排除すべきといった、非常に一面的な排除論になっていることは納得できない。	特定外来生物による被害の防止を第一義に、社会的、経済的影響も考慮することとしています。	2
	11	特定外来生物の選定は、具体的にどのように行われるのか。偏った意見しかない特定の団体が持ち込んだ情報を鵜呑みにしていないだろうか。	本基本方針案の第2の4「特定外来生物の選定に係る意見の聴取」に記述しているとおり、学識経験者からの意見聴取に合わせて関連する学会や関係者の意見を聴取することとしています。	4
	12	日本国民へ大きな不利益(農林水産業だけでなく)を与えていると誰もが確信できるような事実で判断するならわかるが、「おそれ」で選定はないのではないか。	例えば海外における外来生物の被害に係る既存の科学的知見から、我が国の野外に出た際に、同様の被害が起きる可能性が高いことが推測される場合は、その知見を活用して、「おそれ」があるかどうか判定することが必要と考えます。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	13	現在、安定・定着しつつある外来生物に適用すべきではない。	特定外来生物の選定に際しては、個々の生物毎の被害の状況等を確認した上で判断することとしています。	4
	14	特定外来生物に認定されてしまうと、外来生物を余暇の楽しみにしている人への大ダメージになりかねない。	特定外来生物による被害の防止を第一義に、社会的、経済的影響も考慮することとしています。	2
	15	この法案に反対だが、全部の外来生物を駆除するというのなら賛成する。その場合は、ニジマスも駆除の対象であり漁協への補助はしてはいけないし、ペットの繁殖も不可である。	"	2
	16	例えば、アメリカザリガニやミドリガメ、ブラックバス、ブルーギル、ライギョなどが、もし、特定外来生物に選定されたとすれば、ブルーギルやザリガニを子供が知らずに持って帰って飼ってしまっただけで罪になり、罰金ということになる。大衆的生物については、特定外来生物に指定しないでほしい。	"	1
	17	未判定外来生物についての枠を広げ、現在いる生物で有効利用できるものに関して、未判定外来生物という状態にする(有効利用するための基準などを考える)という方向も考えてほしい。例えば、アメリカザリガニやブルーギル、ブラックバス、セイヨウタンポポ、セイタカアワダチソウ、野草類などは、全部特定には指定しないか、それとも範囲を広げた未判定外来生物の範疇に永遠に入れておいて抑制を進めるという方向がよいのではないか。	未判定外来生物は、本法では生物に係る知見が少ないため特定外来生物に該当するかどうか判断できない外来生物のことであり、国内に既に生息していて知見がある生物は該当しません。	1
	18	完全に今後、輸入を禁止するということには反対だが、まず、調査がしっかりなされた上で、問題有りと判断された生物に関しては、完全に導入を阻止しなければならないと思われる。	ご意見は、本法の運用に当たり参考にいたします。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	19	特定外来生物の指定および対策案を策定した時の責任者(団体)を明文化し、定期的に対策案が効果出ているか第三者検証を実施すること。	”	1
	20	様々な生物が無策のまま放置され分布してしまっているようだが、ある種が特定外来生物に指定された場合、その種による被害を放置していた責任は環境省にあると思うが、その生物が確認された時点まで遡り当時の担当者の責任を追及するのか。	特定外来生物による被害を防止するための法律が制定されましたので、今後は、本法の規定に従い、現在まん延して被害を及ぼしている外来生物については、主務大臣が指定し、必要に応じて主務大臣の責任で防除を実施することになります。	3
	21	明治以降と言わずに特定外来生物に「人間」を指定して駆除するくらいの気持ちで心して審査してほしい。	本法は、特定外来生物による生態系等への被害を防止することを目的としています。	1
	22	特定外来生物の指定後、定期的(例えば数年)必ず見直しを行うこと。	本法の附則第4条において、法施行後5年を経過した場合において、施行状況について検討し、必要があると認める時はその結果に基づいて所要の措置を講ずる旨規定されています。指定された特定外来生物については、新たな知見等が明らかになるなど必要があれば適宜見直しを行います。	3
	23	認定された生物の中には、一部の人間にとってはとても必要である生物があるかも知れない。この生物が特定外来生物と認定された場合、生物の生態系、人命、農林水産業への被害を与えない場所へ移動させ一部の人間の必要を満たす対策がとれる法案であるよう強く要望する。	本法は、特定外来生物を適切に管理することができる場合に許可を出すことによって、愛玩飼養等の目的を除き飼養等を認めています。	1
	24	例えば、国民の1%程度、桁で言えば100万人の有益性を訴える署名があれば、特定外来種を解除出来るなど、民主的、公平性を持った有益性も判断の基準とすべき。	特定外来生物による被害の防止を第一義に、社会的、経済的影響も考慮することとしています。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	25	短期に決定することなく、被害生物の仮認定の後、再度パブリックコメントを募集しても良いのではないか。	特定外来生物の政令指定に際しては、指定の案についてパブリックコメントを募集することとしています。	1
	26	指定の理由の公開は最終決定の前に行い、広く国民の同意を求めると。もし多くの反対意見が改めて出された時は再度検討し直すこと。	選定結果については、可能な限りその判断理由を明らかにするよう努める旨、第2の3に追加記述します。特定外来生物指定に伴う社会的・経済的影響については考慮し、随時選定していくこととしています。	3
	27	絶滅した種に近縁であると思われる種を海外から導入して、森に放し、日本の生態系を復活させようという動きがあるが、不用意に実行されれば憂慮すべき結果を招く場合が容易に想定される。このため、そのような種を「未判定外来生物」として、注意深く動向を監視し、場合により活動の自粛勧告や解散命令ができるような項目を追加すべき。	我が国に未導入の生物で、被害を及ぼし、又は及ぼすおそれの疑いがあれば未判定外来生物に指定し、輸入を制限することとなります。	2
	28	国民のレジャーや経済、産業に役立つ種については無闇な指定は避けるべき。	特定外来生物による被害の防止を第一義に、社会的、経済的影響も考慮することとしています。	1
	29	定外来生物の選定に当たってはしっかりした第三者も納得できる調査及び分析の末、十分ガラス張りの協議を行いコンセンサスを得られた上で決定されるよう強く希望します。	選定は第2に記述している手続に沿って行われることとなります。	1
	30	本法案によって、在来種の生態系の保護ととらえることができるが、「養殖」「放流」「植樹」のような社会活動については規制対象としないのか。	何らかの目的を持って特定外来生物を飼養等して利用している場合には、本法の規制の対象となります。	1
	31	外来生物が国内に広まった理由を、明確にしていきたい。いくつか要因があるのであれば、その寄与率も公表していきたい。それなしに、外来生物を特定生物と認定し、処分するのはおかしい。	特定外来生物の選定に際しては、どのようにして国内に広まったかということが選定の要件となるのではなく、被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるかどうか問われることとなります。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
		32 草食動物であっても外来生物となりうる。食物連鎖を十分に考慮して、特定外来生物を選定していただきたい。	特定外来生物の選定に際しては、第2に記述した考え方に沿って適切に行います。	1
		33 ここまで日本の中に入り込んできたこうした外来生物を、駆除することはできるのか。人間の生活を脅かすような、よほどの生物でない限り特定外来生物と認定し、駆除することはできないのはいか。	本法は特定外来生物による被害の防止を目的としています。一義的には、外来生物が被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるのであれば対応が必要です。	1
		34 都道府県知事が、地域の状況に合わせて特定外来生物を特定し、防除する計画を定めることができるようにすべきこと。	本法では、外来生物が被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるのであれば特定外来生物に指定し、全国一律の飼養等の規制を行うこととしていますので、国が特定外来生物の指定を行います。防除については、地方公共団体も参加できることとしています。	1
	防除	1 国の勝手な考えで生き物を入れ、また一方的な考えで指定をし、すでに自然の一部になっている生き物達を税金を無駄に使うって駆除するのは止めてほしい。	本法は特定外来生物による被害の防止を目的としています。一義的には、外来生物が被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるのであれば対応が必要です。	47
		2 外来種すべてが、環境に悪影響を与えているとは考えにくく、有益な外来種も多く存在するため、やみくもに外来種であるからといって駆除の対象もしくは繁殖を制限するのは無意味なことだと思う。	本法では、外来生物のうち生態系等に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある外来生物を特定外来生物に指定し、飼養等の取扱いを規制するとともに、防除等の措置を講ずることとしています。	4
		3 開発により、どれほど自然界に被害をもたらしたのか解明することの方が先であり、いきなり「駆除」は乱暴すぎる。まずは自分たちより進んだ環境を持つ国々の施策を取り入れるよう要望する。	生態系へ影響を与える要因は様々であり、外来生物によるものもその一つです。本法は外来生物による被害を防止することを目的として、外来生物による被害があれば対応することとしています。	2

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	4	駆除に反対。特定の外来種を否定するということは、人でたとえると外人は消えろって意味だと思う。民主主義国家がそんな差別を行うべきではない。	本法は、我が国の生態系等に被害を及ぼし又は及ぼすおそれのある外来生物について、その被害を防止することを目的として、飼養等の取扱いを規制するとともに、防除等の措置を講ずることとしています。	3
	5	特定外来生物をきちんとした調査もせず駆逐するべきではない。	個々の特定外来生物の選定に際しては、既存の科学的知見や学識経験者の意見を聴いて適切に行うこととしています。また、防除の実施については、科学的知見に基づいて計画的に実施することとしています。	9
	6	現状で生態系が安定している場合、特定生物だけを限定して排除することにより、かえって、生態系のバランスを崩すことにならないか。	防除の実施に際しては、生態系に支障がないよう配慮し、モニタリングしながら進めることとしています。	12
	7	外来生物の種類によっては、捕獲などによりその100%を排除することは困難と思われる。	現段階で完全排除が困難な場合には、被害を抑えるための対策として効果的な対策を検討し実施するべきであると考えます。	8
	8	完全駆除について、不可能だと分かっているのに「やらないよりまし」と言うように、税金を、永遠に駆除業者に払い続けるような場合は失敗だと思う。	”	4
	9	駆除するのではなく、共存する方法を考えてほしい。	本法では、外来生物のうち生態系等に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある外来生物を特定外来生物に指定し、必要に応じて防除等の措置を講ずることとしています。	10

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	10	「生態系等への被害」の発見や恐れがない限り、防除対策が実施されないことは、予防的原則や早期発見・迅速対応の観点で手遅れとなり、対策実施の判断が遅れる原因となる。一方、防除対策の内容は、従来の鳥獣保護法の範囲を超えていず、外来鳥獣や他の外来生物群に対して、根絶や封じ込めなどの戦略的対策としての発想が読み取れない。	被害のおそれがあれば特定外来生物に指定することとなります。また、防除については、目標を定めつつ、計画的かつ順応的に対応することとしています。	1
	11	安全確実な駆除方法が確立され、駆除の際の雑多な障害をクリアできない限りは、摩擦を生む強引な駆除は必要ない。	防除については、計画的かつ順応的に対応することとしています。	2
	12	特定外来生物を防除する際の費用対効果を国民に分かるように説明すべき。	ご意見は、本法の運用に当たり参考にいたします。	5
	13	このような法案が通ると、国からの補助金目当ての事業が蔓延る。	ご意見として承ります。	1
	14	全国的に駆除することを前提としてほしくない生物もいることを考慮されたい。	特定外来生物による被害の防止を第一義に、社会的、経済的影響も考慮することとしています。	1
	15	特定外来種の防除には物質的環境の回復も伴わなければならない。	防除については、計画的かつ順応的に対応することとしています。	1
	16	利益が害を上回っていれば駆除の必要は無く、有るとしても特定の限定された地域のみとするべきである。	本法では、外来生物のうち生態系等に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある外来生物を特定外来生物に指定し、必要に応じて防除等の措置を講ずることとしています。	1
	17	島嶼部以外では、外来動物の根絶や頭数管理など不可能である。多額の税金を使って実現不可能な事業を行うのかどうか再検討すべき。	現段階で完全排除が困難な場合には、被害を抑えるための対策として効果的な対策を検討し実施するべきであると考えます。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
		18 被害のレベルをランク分けにして、排除を進める地域とそうでない地域などに分けて釣りが出る場所を少しでも多く残して欲しい。	本法では、外来生物が被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるのであれば特定外来生物に指定し、全国一律の飼養等の規制を行うとともに、防除に関しては、地域の状況等に応じて適切な目標を定めつつ計画的に実施することとしています。	2
		19 駆除のための具体策を全く提示せず、問題だけを定義することに大いに疑問を感じる。	防除については、対象となる特定外来生物や地域の状況に応じて適切な目標を設定しつつ、計画的かつ順応的に実施することが必要と考えます。	1
		20 外来生物であろうと、既に帰化生物としてバランスよく食物連鎖の一員になっているエリアもあると思う。こういった場所を環境悪化させないためにもゾーニングもありうるという1文を追加していただきたい。	本法では、外来生物のうち生態系等に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある外来生物を特定外来生物に指定し、必要に応じて防除等の措置を講ずることとしています。	1
		21 海の生物は対象となるのか。	海域の生物についても、第2の1の選定の前提に照らして該当していれば特定外来生物の選定の対象となります。	1
	動物愛護	1 外来生物であろうがなかろうが、「命」というものを粗末に扱う法律には絶対反対。	第5の5(2)で動物の取扱いに関し、動物の愛護及び管理に関する法律の考え方に沿って適切に行う旨記述しています。	18
		2 人間の都合で持ち込まれた生物を人間の都合で殺すことは教育上、倫理的にも疑問。	〃	10
		3 自然に触れる機会が少なくなった近代において、貴重な生命を自然に触れた時に殺せと言う法律、普通に考えればおかしい。	〃	3

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	4	日本独自の固有種なんて考え方は間違っている。地球上の生物を駆除、排除するのは命ある者への差別だと思う。共存への道が無いのであればこの基本方針は人間のエゴの塊だと思う。	本法は、我が国の生態系等に被害を及ぼし又は及ぼすおそれのある外来生物について、その被害を防止するため、防除等の措置を行うこととしています。動物の取扱いに関しては、動物の愛護及び管理に関する法律の考え方に沿って適切に行う旨記述しています。	4
	5	子供たちの目の前で多種多様な生物が飛び、泳ぎ、走る姿を見る環境の整備が必要であり、外来種を侵入者 = 悪と考える方向だけは避けたいと思う。	外来生物が悪であるということではなく、人間の行為により我が国で生態系等に被害を及ぼす外来生物があれば、適切に管理するというものです。	5
	6	外来種が生態系を破壊していると書いてあるが、自然環境を破壊しているのは人間であり、外来種を駆逐したとしても在来種は死に絶える。新しい生態系ができつつあるのだから、その自然の流れに任せるべき。	生物多様性に影響を与える要因は様々であり、外来生物によるものもその一つです。本法は外来生物による被害を防止することを目的として、外来生物による被害があれば対応することとしています。	6
	7	ペットとして飼えなくなって捨ててしまう人が多くなり、野生化になり生態系が変わっていくことがとても残念でならない。	本法はご意見のような認識のもとに作られています。	1
	8	外来生物の野外放出が生態系に被害を及ぼす事の周知啓発の徹底がなされぬまま、本法が施行される事で短絡的な生命軽視につながる強い懸念を感じている。	国民の理解の増進に努めることとしています。	2
	9	何かペットを買って一緒に過ごせたらと考えているのですが、法が出来たら、その楽しみがなくなってしまいます。	生態系等へ被害を及ぼすおそれのある特定の外来生物を規制するものです。	1
	10	最近、青少年による重大事件が多発しているが、「殺す」の表現は意見徴収の現場だろうがホームページ上だろうが啓蒙の場だろうが伏せた方が良くはないか。	第5の5(2)で動物の取扱いに関し、動物の愛護及び管理に関する法律の考え方に沿って適切に行う旨記述しています。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
		11 この法令の制定を機会に、面白半分で駆除をしたり、子供やレジャー客に駆除を強制させることを禁ずる措置を講じて欲しい。	本法では、防除を共生させることにはなっていません。	1
		12 生命尊重思想を導入すること。基本方針案の中の言葉も、生命や自然に畏敬の念をもった表現にかえるべき。	第5の5(2)で動物の取扱いに関し、動物の愛護及び管理に関する法律の考え方に沿って適切に行う旨記述しています。	2
		13 駆除をする前に繁殖をさせない技術を考えるべきであり、その方が動物にも優しく、コスト削減にもつながるのではないか。	繁殖を抑制する必要がある特定外来生物については、飼養等の許可に当たり、繁殖を制限させるための措置を義務付けることとなり、その旨、第3の1(5)に記述しています。	1
	環境保全	1 開発・乱獲による在来種の減少が論じられていない。	在来種の生息に影響を与える要因は様々であり、外来生物によるものもその一つです。本法は外来生物による被害を防止することを目的として、外来生物による被害があれば対応することとしています。	3
		2 外来生物よりも人間による生態系の変化の方が大きい。外来生物対策の前に、自然環境をよりよいものにすることが先ではないか。	平成14年に政府がまとめた新・生物多様性国家戦略では、開発、管理不足、外来生物の3つが生物多様性の危機としてまとめられ、それぞれ対応が必要とされました。本法及び基本方針はそのような経緯を受けて外来生物対策として作られています。その他の対策等も必要ですが、外来生物対策も重要な課題です。	136
		3 科学的根拠が希薄な外来生物の防除にのみ焦点をあてた基本方針を立案するだけのマンパワーとコストが環境省にあるのであれば、その力を自然環境の改善と保護にむけた環境行政の実行に注ぐべき。	環境行政は様々な取組を総合的に進めていく必要があります。外来生物対策もその中の一つとして進めています。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
		4 外国から来た生物を駆除し本来の日本の生態系に戻したとしても日本本来の生態系は守れない。自然や生態系を守るのであれば、そういった自然環境を汚染又は破壊している人間側を取り締まる法律を強化するべき。	〃	2
		5 在来生物に関係する事業者は生活面等苦境にたたされていると思うが、外来生物ばかりではなく、国・関連団体等と協力し、河岸工事等廃止等への要望・不必要な大量捕獲等の中止・生活廃水の整備・農薬の流出防止等、自然保護にも今以上に目を向けてほしい。国もそれへの支援を強化して欲しい。	〃	1
		6 マスやバス等を防除するより、毎年死者や怪我人がでる熊やアライグマまた、経済的に被害額が大きい鹿やとど、さる等に関して対応を取るべき。	〃	1
		7 レンジャーとかもしっかりつけて自然を守ってもらわないと。	自然環境保全行政の参考にさせていただきます。	1
		8 自然のバランスを崩してきたのは人間であり、水質汚染、護岸工事等が最大の原因ではないか。	平成14年に政府がまとめた新・生物多様性国家戦略では、開発、管理不足、外来生物の3つが生物多様性の危機としてまとめられ、それぞれについて対応が必要とされています。	12
	外来生物対策全般	1 人間による環境破壊がある中、すでに日本の生態系の一部になっている生物を駆除しても自然を回復することはできないのか。	本法は外来生物による被害の防止を目的としています。被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるのであれば対応が必要です。	9

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	2	地球の温暖化を防ぐことと日本国内の外来生物を駆除することとどちらが重要なのか。もっと大きな視野にたって物事を考えてほしい。	環境行政は様々な取組を総合的に進めていく必要があり、温暖化の防止、外来生物対策はともに重要な課題として施策を進めています。	1
	3	最も大きな影響を与えているのは人間であるのに自分より弱い都合の悪いものは駆除にあたるという姿勢は納得できない。これまで、日本の行政は現場に近い人々の声を無視し、御用学者の根拠のない思い込みばかりを取り上げてきた。環境省におかれては愚行を繰り返されんことを望む。	本法は外来生物による被害の防止を目的としています。被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるのであれば対応が必要です。	1
	4	原生的な自然を保護・回復させるべき地域については、極力外来種は排除されるべきであり、地域的に本法よりさらに厳しい規制や防除を実施することを検討して欲しい。例えばスイス国立公園のレベル程度の保護区域のように。	自然環境保全行政の参考にさせていただきます。	1
	5	貴重な生態系保護などの観点で対策の急務な地域の選定及びその地域での外来生物(例えば、ノネコ、ノイヌ、ヤギ、イタチや植物など)の総合的な対策が取上げられていない。これらは、全国レベルで特定外来生物に認定されない種でも地域的には生態系に重大な被害を及ぼしている。	"	2
	6	これから我が国に入ってくる外来生物に対しては、必要な法案である。個々の施策は別として、総論には賛成する。	意見として承ります。	5
	7	絶滅の危機に直面している在来種がいるため、外来種は日本国内から早急に駆除するべき。	外来生物すべてではなく、生態系等に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物に対処することとしています。	2

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	8	野生の生物は、何よりその生物を保護するために、輸入を全面禁止してほしい。	〃	4
	9	日本全土に渡る動物の生息状況、及び分布を把握できる様な、客観的かつ科学的に信頼できるデータも無しに、法案作成を急ぐべきではない。	科学的知見の充実に、今後も努めていくこととしています。	6
	10	規制という簡単な道に逃げるのではなく、耳を傾け合って見ないといけない。多くの物は飼い主のマナーの問題であって生態系はそんなに簡単ではない。	本法は、我が国の生態系等に被害を及ぼし又は及ぼすおそれのある外来生物について、その被害を防止することを目的として、飼養等の取扱いを規制するとともに、防除等の措置を講ずることとしています。	1
	11	外来生物を防除する税金があるならば、それよりも緊急性のある福祉問題や年金問題等に税金を投入することを多くの国民は望んでいる。今、最も税金が必要とされている分野に対して優先順位を立てて政策を考えるべきである。	本法は外来生物による被害の防止を目的としています。被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるのであれば対応が必要です。	6
	12	その歴史を顧みながら、外来魚を、例えば100年前なら「準古来種」、80年前なら「準外来種」などと分けて対応した方が良いのではないか。	本基本方針案では、特定外来生物の選定の前提として明治元年以降に我が国に導入された生物を対象とし、そのうち我が国の生態系等に被害を及ぼし又は及ぼすおそれのある外来生物を特定外来生物に選定することとしています。	1
	13	日本古来の自然を、自分の趣味や興味本位のための放流、放鳥等の野に放つ行為は取り返しの付かない重大な罪。罰則を強化して初犯から実刑を与えるよう、又、パトロールを頻繁に行うよう望む。	本法の運用に当たり参考にいたします。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	14	費用、消費時間の軽減のためにやむを得ず不適切な処分を行った場合にも、罰則が適用されるのは如何なものか。	野外に出て生態系等に被害を及ぼす外来生物を特定外来生物として指定しますので、そのような生物の取り扱いに際しては、許可条件に沿って適切に行うことが重要です。	1
	15	鎖国する気ですか。	外来生物すべてではなく、生態系等に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物に対処することとしています。	1
	16	生態系というのは人間により管理されるものではないため、外来種の移入に関する問題は自然環境の保護という観点で議論されるものではないと考える。	外来生物が問題を起こすのは、人為的な導入等に起因していますので、特定外来生物の取扱いを規制することが必要です。	6
	17	状況によっては人間の手を加えることも必要であるが、生態系は変化するのが自然の摂理であって、これをいかなる状態にするかは、個人的な主観が入りやすく判断が難しい。	本法は、我が国の生態系等に被害を及ぼし又は及ぼすおそれのある外来生物について、その被害を防止することを目的として、飼養等の取扱いを規制するとともに、防除等の措置を講ずることとしています。	2
	18	外から来るものがなんでもダメで、日本に昔からあるものはすべてよいという考え方はいかがなものか。文化も生物も、変化して当然であり、この法律には違和感を感じる。	外来生物すべてではなく、生態系等に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物に対処することとしています。	1
	19	外来生物がいるのが当たり前の生活をしてきたので、それが自然だと思っていた。人間の営みも自然界と考えるならば、移入があるということも自然ではないか。	外来生物が問題を起こすのは、人為的な導入等に起因しています。生態系等に被害が出るような状態になっていけば、特定外来生物の取扱いを規制することなどの対応が必要です。	2
	20	人の勝手に輸入しては削除していく考え方が大間違いであり、一度受け入れた物はみんな共存してゆくしかない。	本法は、我が国の生態系等に被害を及ぼし又は及ぼすおそれのある外来生物について、その被害を防止することを目的として、飼養等の取扱いを規制するとともに、防除等の措置を講ずることとしています。	5

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	21	なぜ、共存方法に力を入れて、その為にお金を使おうと思わないのか不思議でならない。	本法は外来生物による被害の防止を目的としています。被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるのであれば規制や防除の対応が必要です。	3
	22	日本古来・外来の区別なく、すべての生物が生存していくことができる豊かな自然環境を作っていくことが本当の自然保護につながると思います。	〃	2
	23	外来種という海外から移入されたものはまだ規制や管理が出来るかもしれないが、近年の温暖化等の自然環境の変化によって入って来たものは規制等はできるのか。	本法では人為的に導入された外来生物を対象としていますので、生物が本来有する能力により自力で移動してくる場合は対象になりません。	5
	23	ほとんどの外来生物が日本に来て何十年も経ってるのに絶滅した物がいないと言うことは、すでに日本の生態系に外来生物もなじんできているのではないか。	外来生物の生息数が増えることなどによって、被害を被っている在来生物や生態系があることに対して対応が必要です。	2
	24	この法案は、在来外来種を問わず“生物の命の価値”を決めるという非常に重要な要素も隠されている。外来種を外国人に置き換えると「この人種は日本古来の伝統文化に悪い影響を及ぼすから排除(殺処分)する」と言っているのと同じで、倫理的な要素も多分に含んだ大問題です。このような大問題を取扱っているという認識が法案から感じられないという事に恐ろしさを覚える。	本法は、我が国の生態系等に被害を及ぼし又は及ぼすおそれのある外来生物について、その被害を防止することを目的として、飼養等の取扱いを規制するとともに、防除等の措置を講ずることとしています。	1
	25	確かに中には有毒な生物もいるとは思いますが、それ以外の生物は人間に不利益となるものではないのではないかと。	外来生物により人の生命・身体への被害だけでなく、生態系、農林水産業への被害があることに対して、対応が必要としています。	2

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	26	有効利用(人間の食に)されているマスや減少し続けている雷魚なども役に立たないから、いらないから殺すというのは…有効利用には人間のエゴもあるし、遊魚利用も可能。経済活性のメリットもある。淡水の魚は農薬やダイオキシンなどの問題で食べることを敬遠されており、遊漁料でお金も取りつつ経済利用も出来るし、将来の食糧危機に役立つかもしれない。	本基本方針案の第2の3に記述しているとおり、特定外来生物の選定に当たっては、生態系等に係る被害の防止を第一義に、社会的・経済的影響も考慮し、随時選定していく、としています。	1
	27	特定外来生物に指定して厳しい制限を行うとともに、駆除に莫大な費用をつぎ込むより、むしろ有効利用を促進した方が公益に資するのではないか。	本法は特定外来生物による被害の防止を目的としています。一義的には、外来生物が被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるのであれば対応が必要です。	29
	28	法律を制定することで、生活をもおびやかされる方もいるのではないか。	〃	6
	29	提案として単に意見を募るのみでなく、関連するであろう全ての事業、企業、人々に対し、本法案について分かりやすくアピールしてほしい。	本法の運用に当たり参考にいたします。	2
	30	この法案自体が全く関連事業者や団体に開示や意見聴取もほとんど無く国会を通過したこと自体が違憲、環境基本法には情報の開示が明記されているはず。	本法の制定に際しては、平成15年1月から12月まで中央環境審議会で措置の在り方に係る議論を公開でおこなっており、学識経験者だけでなく、関係業者や団体からのヒアリング、措置の在り方に関するパブリックコメントの募集等を行っており、それらを通じて法律の内容を固めてきた経緯があります。	2
	31	固有種という言い方であれば、淡水魚などでは、水系毎に固有種が存在する場合がある。これを無視して移植された在来種はどう扱うのか。	本法では、海外からその本来の分布域を越えて我が国に導入される生物を対象として扱っておりますので、ご指摘の内容は、本法で対応するものとはなっておりません。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	32	「外来生物」はすごく差別的な表現。外来生物だけに限定するのではなく、在来種であっても明らかに人の生命、身体への被害が想定される生物は駆除するべきではないか。	〃	10
	33	その土地の生態系を乱す生物が海外からの移入種とは限らない。生態系の保護が本来の目的ならば、「特定」を外し、生物の完全移動禁止とするべきである。	〃	3
	34	基本方針案では、国内由来の外来生物問題への認識も明らかにしているのだから、国内においても、生物地理学上の分布境界線（例えば、ブラキストン線など）を越えての生物（種・亜種）の導入についても、将来検討するべき。	今後の施策の推進に当たり参考とさせていただきます。	2
	35	今回の意見募集の範囲から外れるが、本法は海外起源の外来生物を対象にしているが、国内起源の外来種についても今後検討して効果的な対策を打ち出すべきである。	〃	4
	36	もう日本純粋の生態系など、なくなっているのではないか。	我が国固有の生物や地域固有の生態系は存在し、これらを保護するため、外来生物被害への対策も必要な課題となっています。	
	37	利害関係が絡まない具体的なデータを資料として示さないまま立法化するの科学的見地の充実に反している。	立法化に際しては、公開で行ってきた中央環境審議会の答申を踏まえて作業をしています。	2
	38	特定外来生物を防止するのは、病原菌だけで結構。	本法は外来生物による被害の防止を目的としています。被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるのであれば対応が必要です。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	39	移植されて何十年もたち、拡散された生物はもはや、外来種ではなく定着種と呼ばれてよいと考えるべき。	本基本方針案では、特定外来生物の選定の前提として明治元年以降に我が国に導入された生物を対象とし、そのうち我が国の生態系等に被害を及ぼし又は及ぼすおそれのある外来生物を特定外来生物に選定することとしています。	1
	40	自然保護、環境保護。これだけすべてが高速、簡易化された世界では維持していくことはとても難しく思われる。今回の外来生物の問題は長い地球の歴史の中で考えるべきで人間という生物がもたらした自然環境破壊と謙虚な気持ちで選定し、そして実施してほしい。	今後の施策の推進に当たり参考とさせていただきます。	1
	41	特定外来生物として認定された生物の放流や栽培、繁殖を試みた者が発見された場合の罰則規定について明確にする必要がある。	法律に罰則規定があります。	1
	42	ペット等で最近海外より輸入している動植物は全面的に輸入禁止するべき。野生化して捕獲、殺処分するくないなら最初から輸入するべきではない。	本法は外来生物による被害の防止を目的としています。一義的に、被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるのであれば対応が必要です。	1
	43	本法の施行により廃業する昆虫ショップや爬虫類ショップ、ペットショップのオーナーなどが現れるかもしれませんが、こうした方々を同定専門官として採用します。	本法の運用に当たり参考にいたします。	1
	44	輸入を許可する前に野生動物を扱う職種には動物の生態を学習させる義務があると思う。	第5の4において、外来生物を取り扱う事業者等の各関係者に対して、法律の仕組みや具体的に取り組むべき措置を明らかにしていくなどにより普及啓発を進める旨、修文します。	1

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
		45 海外の生息地における自然破壊や種の絶滅、捕獲や輸送、不適飼育による損傷や死亡については何の規制もないというのは本末転倒ではないか。	本法は海外から導入される外来生物により、国内において生態系等に被害が生じることへの対策について定めています。	1
	その他	1 「水産」とは、「漁業」と「遊漁」との二つを指すものであり、その「遊漁料」で在来種の放流や日本の内水面の現状、水辺環境の改善に役立てる方が、在来種の保護の観点からも近道ではないか。	遊漁料は、これまでも、在来種の放流等を通じた水産動植物の増殖や漁場の管理のために利用されています。	1
		2 漁業法も改正してもらいたい。50年近くも同じでは時代に対応できない。	これまでも、必要な部分について随時改正が行われています。	1
		3 頑張ってください。	ご意見として承ります。	1
		4 全国的問題になっているコイヘルペスや鮎の冷水病については対応しないのか。	水産動植物に係る病気については、水産資源保護法等で対応していますので、本法における被害として対処することはないものと考えています。	1
		5 スポーツフィッシングは欧米で経済界に立派な地位を築いており、漁業が悪化しているのであれば、起業するののも一つのアイデアではないか。	ご意見として承ります。	1
		6 100年、1000年の間に弱い在来種が減っていくのは、残念だが仕方のないこと。	〃	1
		7 釣り文化を軽視していないか。	〃	2

項目	細項目	意見概要	意見に対する考え方	延べ意見数
	8	本法だけでは、対応に限られる部分があるように感じる。国内における生物の輸入規制に関する法律も併せて部分的な見直しをし、今回の法制定と相乗効果を考えるべきではないか。	自然環境保全行政の参考といたします。	1
	9	水産資源を根こそぎ獲ってしまう漁の仕方や、森林破壊、農薬など外来生物を危機にさらしているのは農林水産業も同じ、外来生物のためには農林水産業を規制すべきでは。	農林水産業は、自然に働きかけ、循環を促進することによって、その恵みを楽しむ生産活動であり、その持続的発展を図るためには、農林水産業の有する自然循環機能を活かしていくことが重要だと考えており、このような認識に立って、今後とも、農林水産施策を展開していきます。	2
	10	外来生物等の被害防止はもちろん、国内希少種についての明確な保護政策を並行して行う必要がある。	自然環境保全行政の参考といたします。	1
	11	在来種の生態系の保護についても、明確な法案が並行して必要だと強く感じる。特に内水面漁業権を保持する漁協には、放流に関する規定として、在来種繁殖の義務化等、固有種の明確な保護政策と相まってより有効に働くものとする。	”	1